

障害に関する用語の表記の整理に関する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事

宮

下

宗

一郎

青森県規則第十七号

障害に関する用語の表記の整理に関する規則

(青森県県税条例施行規則の一部改正)

第一条 青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項第八号及び第九号中「重度身体障害者」を「重度身体障がい者」に、「重度精神障害者」を「重度精神障がい者」に改め、同条第三項第二号及び第五項中「身体障害者又は重度精神障害者」を「身体障がい者又は重度精神障がい者」に改める。

第十三条の見出し中「身体障害者」を「身体障がい者」に、「精神障害者」を「精神障がい者」に改める。

第十三条の二の見出し中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に改め、同条第一項中「身体障害者が」を「身体障がい者が」に、「重度精神障害者が」を「重度精神障がい者が」に改め、同項第六号及び第七号並びに同条第二項第一号及び第二号中「重度身体障害者」を「重度身体障がい者」に、「重度精神障害者」を「重度精神障がい者」に改め、同条第四項第三号中「身体障害者又は重度精神障害者」を「身体障がい者又は重度精神障がい者」に改める。

(青森県住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第二条 青森県住民基本台帳法施行細則(平成十四年八月青森県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」に改める。

(青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成十五年三月青森県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「身体障害者」を「身体障がい者」に改め、同項第二号中

「聴覚障害」を「聴覚障がい」に、「身体障害者」を「身体障がい者」に改める。

（要保護児童に対する身元保証事業の補助に関する条例施行規則の一部改正）

第四条 要保護児童に対する身元保証事業の補助に関する条例施行規則（昭和三十二年三月青森県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「精神障害、身体障害」を「精神障がい、身体障がい」に改める。

（青森県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）

第五条 青森県福祉のまちづくり条例施行規則（平成十一年三月青森県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改める。

別表第二第一号の二の4及び5のト中「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改め

、同号の(四中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改め、同(四)の8及び同号の(七)の4のイ中「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改め、同号の(八)の3中

「聴覚障害者の」を「聴覚障がい者の」に、「聴覚障害者用集団補聴装置等」を「聴覚障がい者用集団補聴装置等」に改め、同号の(九)の1、2及び6中「高齢者、障

害者等」を「高齢者、障がい者等」に改め、同号の(十)の4中「視覚障害者及び聴覚

障害者」を「視覚障がい者及び聴覚障がい者」に改め、同号の(十三)の2中「視覚障
害者」を「視覚障がい者」に改め、同号の(十四)中「高齢者、障害者等」を「高齢者

、障がい者等」に改め、同表第三号の(一)の5中「視覚障害者を」を「視覚障がい者
を」に、「視覚障害者誘導用ブロック」を「視覚障がい者誘導用ブロック」に、「

視覚障害者の」を「視覚障がい者の」に、「視覚障害者注意喚起用ブロック」を「
視覚障がい者注意喚起用ブロック」に改め、同表第四号の(六)中「高齢者、障害者等

」を「高齢者、障がい者等」に改める。

別表第三第一号中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改める。

（青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

第六条 青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年四月青森県規則

第三十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則

第一条中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」に改める。

第二条第一項中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」に、「心身障害者」を「心身障がい者」に、「心身障害者」を「心身障がい者扶養共済制度」に改め、同条第五項中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」に改める。

第三条の見出し中「障害」を「障がい」に改め、同条中「障害の」を「障がいの」に、「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」に、「障害又は」を「障がい又は」に、「障害により」を「障がいにより」に、「障害が」を「障がいが」に改める。

第四条第一項第一号中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同項第三号中「心身障害者の障害」を「心身障がい者の障がい」に改め、同項第四号中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同条第三項中「青森県心身障害者扶養共済制度加入証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度加入証書」に、「青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度口数追加証書」に改める。

第四条の二第三項及び第四条の三中「青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度口数追加証書」に改める。

第七条第一項第一号イ中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」に改め、同項第二号中「重度障害」を「重度障がい」に、「障害の」を「障がいの」に改め、同号イ中「障害診断書」を「障がい診断書」に改め、同条第二項中「青森県心身障害者扶養共済制度年金証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度年金証書」に改める。

第八条中「青森県心身障害者扶養共済制度加入証書、青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書又は青森県心身障害者扶養共済制度年金証書」を「青森県心身障害者扶養共済制度加入証書、青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書又は青森県心身障害者扶養共済制度年金証書」に改める。

第十条第二項第一号中「重度障害の状態」を「重度障がいの状態」に、「障害診断書」を「障がい診断書」に改める。

第十一条中「青森県心身障害者扶養共済制度加入証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度加入証書」に、「青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度口数追加証書」に改める。

第十三条第一項第二号及び第二項中「死亡（重度障害、障害）届書」を「死亡（重度障がい、障がい）届書」に改める。

附則第二項中「青森県心身障害者扶養共済制度加入証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度加入証書」に改める。

第一号様式中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」並びに「青森県心身障害者扶養共済制度」を「青森県心身障がい者扶養共済制度」並びに「心身障害者との」を「心身障がい者との」並びに「心身障害者の」を「心身障がい者の」に改め、同様の添付書類の1の(1)中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同1の(3)中「障害証明書」を「障がい証明書」に改める。

第二号様式中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」並びに「心身障害者との」を「心身障がい者との」並びに「の障害」

「心身障害者」「心身障がい者」
を「の障がい」並びに住所を住所に改める。

氏名」氏名」

第三号様式及び第四号様式中「青森県心身障害者扶養共済制度」を「青森県心身障がい者扶養共済制度」に改める。

「青森県心身障害者扶養共済制度
加 入 証 書」
加 入 証 書

「青森県心身障害がい者扶養共済制度

」の「青森県心身障害者扶養共済制度条例

加 入 証 書」

」の「青森県心身障害がい者扶養共済制度条例」の「心身障害者扶養共済制度に」

の「心身障害がい者扶養共済制度に」の第 10 条第 1 項第 1 号「重度障害の状態」

の「重度障害がいの状態」の「心身障害者」の「心身障害がい者」の第 4

号「重度障害」の「重度障害がい」の「心身障害者」の「心身障害がい者」の第 4

号第 1 項第 1 号の「心身障害者」の「心身障害がい者」の第 4 号第 1 項第 1 号

の「県障害福祉課」の「県障がい福祉課」の第 1 号。

「青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書」の「青森県心

身障害がい者扶養共済制度口数追加証書」の「青森県心身障害者扶養共済制度条例

」の「青森県心身障害がい者扶養共済制度条例」の「心身障害者扶養共済制度に」

の「心身障害がい者扶養共済制度に」の第 10 条第 1 項第 1 号「重度障害の状態」

の「重度障害がいの状態」の「定める障害」の「定める障がい」の「心身障害者

」の「心身障害がい者」の「重度障害」の「重度障害がい」の「心

身障害者」の「心身障害がい者」の「心身障害者」の「心身障害がい

者」の第 1 号。

「青森県心身障害者扶養共済制度に」の「青森県心身障害がい者扶養

共済制度に」の「青森県心身障害者扶養共済制度を」の「青森県心身障害がい者扶

養共済制度を」の「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」の「青森県心

身障害がい者扶養共済制度条例施行規則」の第 10 条第 1 項第 1 号「青森県

心身障害者扶養共済制度口数追加証書」を「青森県心身障害がい者扶養共済制度口数

追加証書」の第 10 条第 1 項第 1 号「青森県心身障害者扶養共済制度加入証書」

の「青森県心身障害がい者扶養共済制度加入証書」の「青森県心身障害者扶養共済

制度口数追加証書」の「青森県心身障害がい者扶養共済制度口数追加証書」の第 10

。

第八号様式(中)「青森県心身障害者扶養共済制度への」や「青森県心身障がい者扶養共済制度への」並びに「を青森県心身障害者扶養共済制度条例」や「を青森県心身障がい者扶養共済制度条例」並びに「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」や「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」並びに。

第九号様式(中)第十一号様式(中)の取次(中)「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」や「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」並びに。

「 第十一号様式(中)	「		
	障害の種類	1 知的障害者 2 身体障害者 3 その他	障害の程度
		や	」

「	「重度障害の状態若し	
	障がいの種類	1 知的障がい者 2 身体障がい者 3 その他
		」

くは規則で定める障害」を「重度障がいの状態若しくは規定で定める障がい」に

「	年 月 日 死亡、重度障害、障害	や
」		

「	年 月 日 死亡、重度障がい、障がい	並びに	「青森県心身障害者扶養共済制度条
」			

例施行規則」や「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」並びに。

の添付書類の２中「重度障害」や「重度障がい」及び「障害の」や「障がいの」と
おなじみの（一）中「障害診断書」や「障がい診断書」とおなじみ。

第十二号様式「あつた青森県心身障害者扶養共済制度条例」や「あつた青森県
心身障がい者扶養共済制度条例」及び「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規
則」や「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」とおなじみ。

「青森県心身障害者扶養共済制度
第十二号様式の（一）中
年 金 証 書 」 及び

「青森県心身障害がい者扶養共済制度」及び「青森県心身障害者扶養共済制度条例」

年 金 証 書 」
及び「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」とおなじみ。

第十二号様式「あつた青森県心身障害者扶養共済制度条例」や「あつた青森県
心身障がい者扶養共済制度条例」及び「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規
則」や「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」及び「心身障害者」及び
「心身障がい者」とおなじみ。

第十六号様式「青森県心身障害者扶養共済制度加入証書」及び「青森県心身障が
い者扶養共済制度加入証書」及び「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」
及び「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」とおなじみ。

第十七号様式「青森県心身障害者扶養共済制度条例第 8 条」及び「青森県心身障が
い者扶養共済制度条例第 8 条」及び「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」
及び「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」とおなじみ。

第十八号様式及び第十九号様式「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則
」及び「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」とおなじみ。

第二十号様式の（一）中「又は重度障害」及び「又は重度障がい」及び「青森県心身障
害者扶養共済制度条例施行規則」及び「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規
則」にのみ、同様の添付書類の（一）中「重度障害の状態」及び「重度障がいの状態」
及び「障害診断書」及び「障がい診断書」とおなじみ。

第二十条の第六及び第二十一条の第六中「あつた青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「あつた青森県心身障がい者扶養共済制度条例」に、「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」に改める。

第二十一条の第六中「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」に改める。

第二十二号の第六及び第二十一条の第六の三中「あつた青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「あつた青森県心身障がい者扶養共済制度条例」に、「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」に改める。

第二十三号の第六中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」に改める。

第二十四号の第六中「死亡、重度障害、障害届書」を「死亡（重度障がい、障がい）届書」に、「重度障害の状態」を「重度障がいの状態」に、「定める障害」を「定める障がい」に、「青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」に改める。

第二十五号の第六中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」に、「の障害」を「の障がい」に改める。

第二十六号の第六及び第二十七号の第六中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」に改める。

第二十八号の第六中「心身障害者」を「心身障がい者」に、「重度障害年月日」を「重度障がい年月日」に、「障害の」を「障がいの」に、「重度障害、障害者」を「重度障がい、障がい者」に改める。

第二十九号の第六中「障害」を「障がい」に改める。
(青森県視聴覚障害者情報提供施設規則の一部改正)

第七条 青森県視聴覚障害者情報提供施設規則（平成十年三月青森県規則第十九号）

の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「青森県視覚障害者情報センター」を「青森県視覚障がい者情報センター」に、「青森県聴覚障害者情報センター」を「青森県聴覚障がい者情報センター」に改める。

第三条第一項第一号中「青森県視覚障害者情報センター」を「青森県視覚障がい者情報センター」に改め、同項第二号中「青森県聴覚障害者情報センター」を「青森県聴覚障がい者情報センター」に改める。

第六条第一号中「青森県視覚障害者情報センター」を「青森県視覚障がい者情報センター」に改め、同条第二号中「青森県聴覚障害者情報センター」を「青森県聴覚障がい者情報センター」に改める。

（青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部改正）

第八条 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則（昭和三十三年十月青森県規則第一百十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中「青森県立障害者職業訓練校」を「青森県立障がい者職業訓練校」に改める。

第一号様式中「障害者職業訓練校長」を「障がい者職業訓練校長」に改め、同様式の注の5中「障害者職業訓練校」を「障がい者職業訓練校」に改める。

「
第二号様式中
身体障害
を
身体障がい
」に改め、同様式の注の2中「

身体障害」を「身体障がい」に改める。

第三号様式中「障害者職業訓練校長」を「障がい者職業訓練校長」とし、

「
〇〇高等技術専門学校
八戸工科学院
障害者職業訓練校
を
〇〇高等技術専門学校
八戸工科学院
障がい者職業訓練校
」に改め、

同様式の注の1中「~~〃~~」を「~~〃~~」に改める。

第四号様式中「~~〃~~」を「~~〃~~」に改める。

(青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則の一部改正)

第九条 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則(昭和四十二年十月青森県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「~~〃~~」を「~~〃~~」に改める。

(青森県営農大学校規則の一部改正)

第十条 青森県営農大学校規則(昭和五十五年三月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二号様式の別記の注の1中「~~〃~~」を「~~〃~~」に改める。

(青森県営住宅規則の一部改正)

第十一条 青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第三項中「障害が」を「障がいが」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。